

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和2年9月17日(2020.9.17)

【公開番号】特開2019-76036(P2019-76036A)

【公開日】令和1年5月23日(2019.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2019-019

【出願番号】特願2017-206293(P2017-206293)

【国際特許分類】

A 01K 89/015 (2006.01)

【F I】

A 01K 89/015 F

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月22日(2020.7.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

クラッチプレートC1等はバネ等により付勢されており、クラッチレバー170への前記押し下げ操作が解除されると、クラッチレバー170は上方位置に復帰する(クラッチ機構は、オン状態に復帰する)。なお、クラッチレバー170への前記押し下げ操作が解除されても、クラッチレバー170は下方の位置で留まり(クラッチ機構はオフ状態のままとなる)、再度クラッチレバー170への前記押し下げ操作があったときに、クラッチレバー170を上方位置に復帰させるように、クラッチ機構を構成してもよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0058

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0058】

上記実施の形態では、第1部材181をクラッチレバー170の上方からクラッチレバー170に取り付け、第2部材182をクラッチレバー170の第2面172側からクラッチレバー170に取り付けていたが、本発明はこれに限られない。例えば、第1部材181及び第2部材182をいずれもブロック状の部材とし、第1部材181の下面に左右方向に延びるスリットを形成し、第2部材182の上面に左右方向に延びるスリットを形成して、第1部材181及び第2部材182でクラッチレバー170を上下から挟み込むように構成してもよい。